

(表面)

# 入札書 (共同入札用)

令和 年 月 日

下記のとおり入札します。

記

売却区分番号

入札価額									
十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(共同入札代表者)	住所 又は所在地	
	フリガナ	
代理人	氏名 又は名称	
	住所 又は所在地	
	フリガナ	
	氏名 又は名称	

次順位買受申込者の申込みをする場合には、「申込」を○で囲ってください。

「次順位買受申込者について」を確認し、次順位買受申込します。

**申込**

(注意事項)

- 1 入札書は、入札を行う**売却区分番号ごと**に、それぞれ作成してください。
- 2 入札価額は、**算用数字で鮮明にインク又はボールペンで記入し、頭部には「¥」を付記**してください。
- 3 入札書には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名、法人にあっては商業登記上の所在地及び商号を記載してください。本店と本社の所在地が異なる場合は、本社の所在地も記載してください。また、法人の場合は商号と共に、入札される方の役職・氏名も記載してください。
- 4 数人が共同して入札する場合には、入札に先立って共同入札手続等に関する代表者及び各人の持分を定め、「共同入札者代表者の届出書兼持分内訳書」を作成してください。  
入札書の入札者欄には「共同入札代表者氏名」を記載するとともに、**裏面の「共同入札者」の欄に全ての共同入札者を記載**してください。
- 5 代理人が入札する場合は、入札に先立って共同入札代表者から委任を受けた**委任状が必要**です。
- 6 書き損じたときは、**訂正をしないで、新しい入札書を作成**してください。
- 7 入札者は、提出した**入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません**。  
また、同一人が同一の公売財産について**2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効**なものとなります。  
なお、共同入札者のいずれかが、単独又は共同（他の第三者との共同）を問わず、同一の公売財産に対し**別の入札書を提出した場合も、無効の取扱い**となります。

(裏面)

## 共同入札者

	住所又は居所	氏名又は名称	持分割合
共同入札代表者			/
共同入札者			/

(注) 共同入札代表者の方を最も上に記載してください。

共同入札者全員の「持分割合」の合計を「1」になるようにしてください。

共同入札者が10名以上の場合は、別紙に記載し全てを入札書に添付してください。

## 次順位買受申込者について

次順位買受申込者とは、入札形式で行う不動産などの公売において、落札者（最高価申込者）又はその代理人などが買受代金を納付しなかった場合などに、公売物件を買受けることができる入札者のことです。

1 開札後、執行機関は以下の条件を全て満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。

- (1) 最高入札価額に次ぐ高い価額で入札していること
- (2) 入札価額が、見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を差し引いた金額以上であること
- (3) 入札書にて、次順位買受申込みを行っていること

※ 上記条件を満たす入札者が一人もいない場合は、次順位買受申込者の決定は行いません。

また、次順位買受申込者が2人以上いる場合は、くじで次順位買受申込者を決定します。くじをする場合、入札者又はその代理人が開札の場所にいない又はくじを行わない者がいるときは、公売事務を担当していないさいたま市職員がその者に代わってくじを行います。

2 次順位買受申込者への売却決定日時等については以下のとおりです。

- (1) 売却決定日時

次順位買受申込者に対して、国税徴収法第113条第2項に定める日に売却決定を行います。

- (2) 代金納付

売却決定の7日後の日が代金納付期限となります。

3 落札者（最高価申込者）又はその代理人などが買受代金を納付した場合などには、当該次順位買受申込者が納付した公売保証金は振込にて返還いたします。ただし、返還まで入札期間終了後4週間程度かかることがあります。

本用紙「次順位買受申込者について」を「入札書提出用封筒（内封筒）」に混入しないよう御注意ください。（「入札書提出用封筒（内封筒）」には、入札書1枚のみを入れてください。）